

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月26日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第13号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
組 織	職 員	組 織	職 員
[略]		[略]	
知 本 事 庁 の 事 務 部 局	企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書 広報室長 I L C推進局長 出納局長 技監 副部長 副室長 副局長 担当技監 企画室の 室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進室長 首席ふるさと振興監 地域振興 室長 国際室長 交通政策室長 科学・情報政 策室長 三陸防災復興プロジェクト2019推進室 長 ラグビーワールドカップ2019推進室長 オ リンピック・パラリンピック推進室長 廃棄物 特別対策室長 若者女性協働推進室長 医療政 策室長 医師支援推進室長 定住推進・雇用労 働室長 ものづくり自動車産業振興室長 競馬 改革推進室長 県産米戦略室長 首席 I L C推 進監 総括課長 総括調査監 調査監 報道監 職員育成監 総務事務センター所長 政策監 調整監 ふるさと振興監 地域振興監 地域 連携推進監 国際監 総括プロジェクト推進監 医師支援推進監 県産米戦略監 県産米生産 振興監 県産米販売推進監 会計指導監 課長 及び担当課長（部局等若しくは出納局又は室課 等の人事、給与又は服務に関する事務を総括す る者に限る。） 法務・情報公開課長 総務室 の特命課長 給与人事担当課長 組織担当課長 調査担当課長 予算担当課長 管財課の管理 担当課長 職員福祉担当課長 審査課長 主任 主査及び主査（部局等又は出納局の主管室課等 において人事、給与又は服務に関する事務を担 当する者に限る。） 秘書広報室の主任主査及 び主査（調査に関する事務を担当する者に限る	知 本 事 庁 の 事 務 部 局	企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書 広報室長 I L C推進局長 出納局長 技監 副部長 副室長 副局長 担当技監 企画室の 室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進室長 首席ふるさと振興監 地域振興 室長 国際室長 交通政策室長 科学・情報政 策室長 三陸防災復興プロジェクト2019推進室 長 <u>台風災害復旧復興推進室長</u> ラグビーワー ルドカップ2019推進室長 オリンピック・パラ リンピック推進室長 廃棄物特別対策室長 若 者女性協働推進室長 医療政策室長 医師支援 推進室長 定住推進・雇用労働室長 ものづく り自動車産業振興室長 競馬改革推進室長 県 産米戦略室長 首席 I L C推進監 総括課長 総括調査監 調査監 報道監 職員育成監 総 務事務センター所長 政策監 調整監 ふるさ と振興監 地域振興監 地域連携推進監 国際 監 総括プロジェクト推進監 医師支援推進監 県産米戦略監 県産米生産振興監 県産米販 売推進監 会計指導監 課長及び担当課長（部 局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又 は服務に関する事務を総括する者に限る。） 法務・情報公開課長 総務室の特命課長 給与 人事担当課長 組織担当課長 調査担当課長 予算担当課長 管財課の管理担当課長 職員福 祉担当課長 審査課長 主任主査及び主査（部 局等又は出納局の主管室課等において人事、給 与又は服務に関する事務を担当する者に限る。 ） 秘書広報室の主任主査及び主査（調査に関

。) 秘書課の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 総務室の主任主査及び主査（法務に関する事務を担当する者に限る。） 人事課の給与人事又は組織に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。） 並びに守衛長

[略]

[略]

する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 総務室の主任主査及び主査（法務に関する事務を担当する者に限る。） 人事課の給与人事又は組織に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。） 並びに守衛長

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。